

周南市市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和7年9月29日
周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、子育て支援の充実や市民の文化力向上、まちの賑わいの創出を図るため、本市の都心軸の一角を形成する市民館跡地及びその周辺について、令和6年12月にとりまとめた「周南市市民館跡地利活用構想」及び「(仮称)周南市文化小ホール基本構想・基本計画【中間報告】」を踏まえたエリア整備構想・計画の策定を目的とする。

(3) 業務内容

「周南市市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画策定支援業務仕様書」のとおりに

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市 企画部 企画課 市民館跡地利活用推進室

電話 0834-22-8233

電子メール kikaku@city.shunan.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市中から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項 又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条 又は第 644 条の規定に基づく清算の開始のなされていない者であること。
- (6) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成 24 年周南市要綱第 37 号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。(前要綱における「登録業者」は、「応募者」に読み替える。)
- (7) 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納のないこと。
- (8) 同種の営業を引き続き 1 年以上行っていること。ただし、法人において、代表者が 1 年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き 1 年以上行っているものとみなすこととする。
- (9) 個人の場合は、契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないこと。
- (10) 平成 28 年 4 月 1 日以降、文化ホール整備に関する構想や計画の策定支援業務又は公共施設整備に関する構想や計画の策定支援業務を元請けで行った実績（履行中のものを含む）を有していること。

4 プロポーザルの手続き

プロポーザル手続き等の詳細については、「周南市市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

5 参加表明の方法

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を持参又は郵送により提出すること。受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は書留郵便とすること。

(1) 提出書類（共通）

- ア 参加表明書【様式 2】
- イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
- ウ 履行実績調書【様式 3】
- エ 業務実施体制【様式 4】

(2) 提出書類（令和 6・7 年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合

※各種証明書は提出日から 3 か月以内に発行されたものであること。

- ア 個人の場合は住民票（写し可）、法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）

※法人において、3（8）のただし書きを適用するときには、代表者の経歴書などの提出が必要。

イ 市内に本社、本店、支店、営業所等がある場合、市が発行する滞納の無いことの証明書（原本）

ウ 税務署が発行する納税証明書（「所得税」又は「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」）（写し可）

※未納の税額がないことの証明とする。

エ 排除要綱第3条第1項の誓約書【様式5】

オ 決算報告書その他営業状況が確認できる書類（写し可）

カ 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないことの誓約書【様式6】

※応募者が個人である場合のみ提出が必要。

（3）上記書類の提出期間

令和7年 9月29日（月）から

令和7年10月14日（火）17時必着

受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとする。

（4）提出先

周南市企画部企画課市民館跡地利活用推進室

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領（6 企画提案書等の作成及び提出）に定めるところにより必要書類を提出すること。

7 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式10】を提出すること。

8 選定方法

提出された企画提案書は、実施要領（8 選定方法）及び実施要領（9 評価基準）に定めるところにより選定し、最優秀者を選定する。

9 契約方法

最優秀者と本市の協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀者が実施要領（3 参加資格）を満たさないこととなった場合及び実施要領（14 失格事項）に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

また、最優秀者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則の定めるところによるものとする。

10 その他

本市は、契約締結後においても本企画提案等における欠格事項、不正又は虚偽記載等の

事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。